

監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項及び富山市監査基準第16条の規定により、次のとおりその結果を報告する。また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

なお、今回の監査に際し、高田真里前監査委員と竹田勝前監査委員は令和3年4月29日まで関与し(令和3年4月24日から同月29日までの間は職務執行者)、押田大祐監査委員と久保大憲監査委員は同年4月30日から関与した。

記

1 監査の種類

財務監査(監査基準第2条第1項第1号)

行政監査(監査基準第2条第1項第2号)

2 監査の実施場所及び日程

実施場所: 監査室

日 時: 令和3年4月28日(水)

3 監査実施期間及び現地調査箇所

(1) 監査実施期間

令和3年3月17日から令和3年4月28日まで

(2) 現地調査箇所

安野屋地区センター、西田地方地区センター、五福地区センター、
四方地区センター、草島地区センター、倉垣地区センター、
呉羽地区センター(呉羽会館)、池多地区センター、
安野屋公民館、西田地方公民館、五福公民館、四方公民館、草島公民館、
倉垣公民館、呉羽公民館、池多公民館

4 監査の概要

(1) 対象部局及び所属

ア 市民生活部 市民生活相談課

地区センター(16箇所)

愛宕、安野屋、西田地方、桜谷、五福、神明、四方、八幡、草島、
倉垣、呉羽(呉羽会館)、長岡、寒江、古沢、老田、池多

イ 教育委員会事務局 生涯学習課

公民館(16箇所)

愛宕、安野屋、西田地方、桜谷、五福、神明、四方、八幡、草島、倉垣、呉羽、長岡、寒江、古沢、老田、池多

(2) 対象期間

令和2年度

(3) 対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行。なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とする。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

ア 現金の収納事務について

イ 財産の管理事務について

ウ 給与関係（超過勤務手当等）について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要するものを指摘事項とした。

(1) 地区センター

ア 領収した現金について、即日又は翌日に指定金融機関等へ払込みがされていないものが見受けられたので、改善を図られたい。（西田地方、八幡、呉羽会館）

イ 金銭出納簿又は金銭管理簿において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 金銭管理簿の記載事項の訂正において、訂正印のないものや砂消しゴムを使用しているものがあつた。（西田地方、呉羽）

(イ) 金銭管理簿において、金種別内訳累計と払込未済額が不一致となっているものや払込未済額の記載誤りがあつた。（西田地方、呉羽、倉垣、長岡）

(ウ) 金銭出納簿において、支払金額や日付の記載誤りがあつた。（五福、呉羽、長岡）

(エ) 令和2年11月分の金銭出納簿が作成されていなかった。（長岡）

ウ 払込書兼領収証書の記載事項の訂正において、訂正印のないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。（西田地方）

エ 呉羽会館使用料において、条例別表で定められた使用時間区分によらずに算定しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。(呉羽会館)

(2) 公民館

ア 領収した現金について、即日又は翌日に指定金融機関等へ払込みがされていないものが見受けられたので、改善を図られたい。(西田地方)

イ 金銭出納簿の記載において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 日付の記載誤りが複数あった。(西田地方)

(イ) 指定金融機関の払込日の記載のないものがあった。(草島)

(ウ) 領収日及び金融機関への払込日の記載に誤りがあった。(倉垣)

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) 教育委員会事務局 生涯学習課

公民館の使用承認申請については、富山市公民館条例にその開始日や使用料の納付時期の規定がないことから、使用料は前納とする旨を周知し、申請時に使用料の納付がされなくても、概ね1か月前から受け付ける運用がされている。

また、使用の取消しについては、具体的な手続きの規定がないことから、利用者から取消しの申し出があった場合には、各公民館の判断で手続きがされている。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症や大雪の影響などにより、急遽、使用の取消しをされることが多く見受けられたが、手続き等の定めがないことにより、取消しについての経緯が分からない手続きもなされていた。これらのことから、公民館の使用に関する手続きのあり方について検討されたい。